特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	後期高齢者医療保険料に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、後期高齢者医療保険料に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年10月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	後期高齢者医療保険料に関する事務						
	高齢者の医療の確保に関する法律及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づき、広域連合にて賦課決定された保険料について徴収事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務について使用する。						
	①所得の申告書に関する確認 ②賦課額算定における期割計算及び特別徴収対象者の確認 ③その他徴収のために行う事務						
②事務の概要	【収納及び滞納整理事務】 後期高齢者医療料の徴収事務を行う。過誤納等が生じたときは、還付又は他の滞納税などへの充当を 行う。納期限までに納入・納付していない者に対して督促状を発送し、必要に応じて地方税法等に基づく 滞納処分を行う。具体的には ①納税・納付義務者からの納付・納入状況の確認 ②過誤納者へ還付又は充当処理 ③納税証明書等の発行 ④財産調査、その他調査権の行使 ⑤徴収猶予、換価猶予及び滞納処分の停止の決定 ⑥滞納処分後の換価及び配当						
③システムの名称	・広域連合標準システム ・Acrocity(行政基本・後期高齢者医療・総合収納管理) ・住民基本情報ネットワークシステム						
2. 特定個人情報ファイル名							

・後期高齢者医療情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法別表85の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する	1	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】	号に基づく主務省令第2条の3 号に基づく主務省令第2条の3	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	請求先	税務課	鹿児島県伊佐市大口里1888番地	電話	0995-23-1311	
--	-----	-----	------------------	----	--------------	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先 税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311							
9. 規則第9条第2項の適用	9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年5月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年5月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書] アけ それぞれ電	占佰日証価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全 ∇ け 全項目評価書において リスク対	項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	ットワークシステ	ムを通じた入	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	С	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない								
		K II C		[0 1				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[K A L	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	提供・移転しない			
等のリスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる	[(委託や情 報	₹提供ネットワーク 十分である	プシステムを通じ	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている こた提供を除く。) 【 】 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている				
等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[(委託や情 報	₹提供ネットワーク 十分である	- プ <mark>システムを通し</mark>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている こた提供を除く。) 【 】 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている	提供・移転しない			
等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリス	[【 委託や情 報 【 ステムとの	&提供ネットワーク 十分である 接続	⁻ ?システムを通じ] [<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている ***た提供を除く。) [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 接続しない(入手) [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 十分である 2) 十分である	提供・移転しない			
等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[【 な (委託や情報 【 ステムとの [最提供ネットワーク十分である接続十分である	プ <mark>システムを通じ</mark>] [<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている こた提供を除く。) 【選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 【選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 計に力を入れている 2) 十分である 2) 十分である 2) 十分である 2) 十分である 2) 十分である 3) 計に力を入れている 2) 十分である	提供・移転しない			

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	らのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	B.
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス可能な職員は、静脈認証により限定しており、人事異動等による権限の管理も適切に行っている。USB使用に関しても、使用簿で管理しており不正な利用を防止している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	2015/9/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	I-2取扱者数 いつ時点の計数か 2015/9/1		2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	税務課長 吉田 克彦	課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和2年7月6日	・MC-WELL 後期高齢者医療システム ・広域連合標準システム ・広域連合標準システム ・Acrocity(住民基本・行政基本・・ ・中間サーバー ・ 中間サーバー		·Acrocity(住民基本·行政基本·総合滞納)	事後	
令和4年1月17日	*番号法第19条7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1の項、80の項、83の項		<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 第82の項	事前	令和4年6月からの情報照会 に向けて、修正提出
参和7年8月29日 I-3法令上の根拠 めの番号の利用等に関する法律』(番号 9条第1項及び別表第一の59の項 ・「行政手続における特定の個人を識別 めの番号の利用等に関する法律別表彰		・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第 9条第1項及び別表第一の59の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令」第46条	番号法別表85の項	事後	
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 第82の項		事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日時点	事後	
令和7年8月29日 I-1-③システムの名称 - 児		・広域連合標準システム ・Acrocity(住民基本・行政基本・後期高齢者医療システム) ・中間サーバー	・広域連合標準システム ・Acrocity(行政基本・後期高齢者医療・総合収納管理) ・住民基本情報ネットワークシステム	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	
令和7年9月30日	I-4-①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和7年9月30日	I-4-②法令上の根拠		[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表115の項 [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表117の項	事前	